

次世代育成支援対策法に基づく宮城県社会福祉協議会行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全体が働きやすい環境をつくることによって全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間

2 内容

(1) 目標1…計画期間内に育児休業の取得状況を次の水準以上とする。

男性職員…取得率を60%以上にする。

女性職員…取得率100%を維持する。

<取組内容>

- ・毎年 会議や研修会の中で、管理監督者及び事務担当者に対して育児休業及び育児に係る各種休暇制度理解を促す。
- ・毎年 仕事と育児・介護の両立ハンドブックを全職員に配布し、制度理解の促進を図る。また、制度が改正された場合はハンドブックを適時見直していく。
- ・毎年 対象職員を把握した場合は、個別に制度説明を実施する。
- ・毎年 対象職員とその上司に向けて、育児休業の取得と育児関連制度の利用を促進し、短期間ではなく実質的に育児参加に繋がる日数の取得を促す。

(2) 目標2…年次有給休暇の法人全体の年間取得平均日数を10日以上とする。

<取組内容>

- ・毎年 年次有給休暇取得促進のためポスター等を作成し周知する。
- ・毎年 年次有給休暇取得状況を把握し、職員に周知する。
- ・毎年 年末年始休暇や週休日の前後等に年次有給休暇を取得することで、連続休暇を「プラス1日」するプラスワン休暇の活用を促し、年次有給休暇取得の促進を図る。

(3) 目標3…所定外労働時間の削減のため、継続してノー残業デーを設定、実施する。

<取組内容>

- ・毎年 「ノー残業デー」周知のためのポスター等を作成し、所定外労働時間削減に向けて職員の意識啓発を図る。
- ・毎年 当日の朝礼で「ノー残業デー」をアナウンスする。